（案）

志 国 運 第　　号
平成３０年１２月　　日

志木市長　香 川　武 文　　様

志木市国民健康保険運営協議会
会　　長　　小　山　博　久

国民健康保険税率改正等について（答申）

平成３０年１０月１１日付け志保第１５５号で諮問のあった件については、下記のとおり答申します。
なお、本協議会における審議概要等は、別紙のとおりです。

記

１　国民健康保険税率の見直しについて
基礎課税分（医療分）では、赤字解消までは至らないものの２方式への移行する前提での見直しであることから、保険税の急激な上昇を抑える観点からも、やむを得ないものと判断した。
一方、後期高齢者支援金分、介護分にあっては、概ね了承した。

２　多子世帯における一部減免措置について
減免制度を活用することには、地方税法の趣旨に照らし慎重に取扱いされることを望むものである。

３　賦課（課税）限度額の引き上げについて
地方税法の規定に準拠して引き上げることが望ましいものと判断した。

別　紙

１　審 議 概 要

志木市国民健康保険の財政状況は、社会保険の加入要件の拡大による被保険者は減少する中で、高齢化の進展さらには医療の高度化などに伴い、保険給付費等の増加により、毎年の決算では実質収支で赤字が続き、厳しい財政運営となっており、これまで多額の法定外繰入金をもって対処してきた。

この現状を踏まえ、当運営協議会では、平成３０年１月１８日付の答申において国民健康保険事業を安定的に運営し、財政の健全化を図るためには、国民健康保険税率の見直しは必要不可避であると提唱した。

また、本年４月からは国民健康保険制度の改正により、予算の組み方はもとより、特に歳出の国保事業費納付金にあっては、運営主体となった埼玉県が算出した金額を用いる一方、各市町村が埼玉県に納付した納付金に不足が生じたときには、埼玉県の財政安定化基金で対処し、取り崩した相当額を翌々年度の国保事業費納付金に含め、当該市町村へ負担を求めるという構図になり、国民健康保険の会計は、基礎課税分（医療分）・後期高齢者支援金分・介護分からの税収をはじめ、国・県・市からの負担金等をもって成り立っていることからも、これまで以上に複雑な仕組みとなった中での審議となった。

こうしたなか、市では、過去１０年間据え置いてきた税率の見直しに際し、埼玉県国民健康保険運営方針では、基礎課税分（医療分）において２方式を標準としていることから、２方式へ移行するための前提として、被保険者への影響の大きさを考慮し、現行の４方式を維持しつつ資産割、平等割を減額し、均等割を増額するという見直し案であるとのことであった。

特に、税率の見直しにあたっては、後期高齢者支援金分及び介護分を含め、赤字解消までは至らないが、今後の県内統一税率を見据え、県市平均に近づけた税率になっているとのことであった。

また、多子世帯における一部減免措置では、子ども医療費の無償化に係る国庫負担金の減額解除分を活用し国民健康保険事業の中で子育て支援策を行うよう国からの通知を踏まえ、基礎課税分（医療分）の均等割を増額することに伴い、被保険者数の多い世帯では税負担が多くなることから、１８歳未満で第２子以降の被保険者の均等割を５０パーセント減免するとのことであった。

さらに、賦課（課税）限度額の引き上げでは、基礎課税分（医療分）の賦課限度額８９万円を４万円引き上げ、法定額である９３万円に改めたい等々の説明があった。

これら市の説明と資料等を踏まえ審議した結果、国民健康保険税率の見直しについては、埼玉県国民健康保険運営方針に従い、基礎課税分(医療分)を２方式へ移行するための前提として、被保険者への影響の大きさを考慮し、現行の４方式のうち資産割、平等割を減額し、均等割を増額するという見直し案であるが、赤字解消までは至らないものの、保険税の急激な上昇を抑える観点からも、やむを得ないものと判断した。

一方、後期高齢者支援金分及び介護分にあっては、概ね了承したところである。

また、多子世帯における一部減免措置については、国民健康保険事業は特定の収入をもって医療機関等への保険給付と保健事業を行っており、減免の適否、所得制限の必要性など議論の余地があるという一方、負担軽減措置として理解できるとの意見も出されたところである。

さらに、賦課(課税)限度額の引き上げについては、これまでも答申してきたように地方税法の規定に準拠して引き上げることが望ましいものと判断した。

２ 付 帯 意 見

（１） 国民健康保険税率の見直しについて

ア、保険財政の健全化に向け、決算時等には、医療費及び被保険者数の動向等を十分に把握する一方、基礎課税分(医療分)・ 支援分 ・介護分ごとに財務検証を必ず行い、収納率の向上はもとより収入面における適宜・適切な措置を講じるべきである。

イ、２方式への税率の見直しでは、県市平均という姿勢ではなく志木市国民健康保険事業の財政の安定、持続的運営というで観点から行うべきである。

（２） 多子世帯における一部減免措置について

減免は、納税者個別の事情に考慮し、真に担税力がないことが認められる場合に限り行うものであり、一定の事由に該当することを理由として一律無条件に減免することに理解しがたいものがある。

また、安易に政策手段として税の減免制度を活用することには、厳正な判断を行うべきである。

（３） その他

改正時には、広報、ホームページ等を通じ、被保険者に国民健康保険の現状と改正内容をわかりやすく周知を図るべきである。